

小規模多機能型居宅介護 ふるる

介護予防小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

社会福祉法人 幸和会

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸和会
(2) 法人所在地 〒561-0813 小曾根4丁目5番1号
(3) 電話番号 06-6336-8850
(4) 代表者氏名 理事長 福本 育馬
(5) 設立年月日 平成16年 3月 3日

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
(平成23年9月1日指定)
- (2) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護ふるる
- (3) 事業所の所在地 〒561-0817 豊中市浜3丁目8番4号
- (4) 電話番号 06-6336-8865
- (5) FAX番号 06-6336-8867
- (6) 管理者 渡邊 卓也
- (7) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らしを続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (8) 事業所の運営方針 利用者一人ひとりの意思および個性と主体性を尊重し、常に利用者の立場にたち、快適な生活環境と専門スタッフの適切な介護によって、利用者の皆様に信頼され喜ばれるサービスの提供に努力致します。また、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (9) 開設年月 平成23年9月1日
- (10) 登録定員 29名 通いサービス定員：15名
宿泊サービス定員：5名

当事業所では以下の設備をご用意しています。

設備の種類	室数	備考
宿泊室	5室	各室にテレビを設けております
居間及び食堂	1ヶ所	コミュニケーション、食事ができるスペースを設けています
浴室	1室	個浴

※上記は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務づけられている設備です。

<事業所利用に当たっての留意事項>

- (1) 事業所内禁煙のため、喫煙は原則として禁止とします。
- (2) 火気の取り扱いは、防火管理上、使用を禁止します。
- (3) ペットの持ち込みは、衛生管理上、禁止とします。
- (4) 設備及び備品の利用は、本来の使用方法に従って利用して下さい。
- (5) 所持品・備品等の持ち込みは、収納スペースに限りがあるため、記名の上、必要最少数として下さい。
- (6) 利用者の営利行為及び宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うことを禁止します。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 豊中市全域
- (2) 営業日及び営業時間

通いサービス	月曜日～日曜日	7:00～21:00
訪問サービス	月曜日～日曜日	24時間
宿泊サービス	月曜日～日曜日	21:00～翌朝7:00

*受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- (1) 主な職員の配置状況 令和7年7月1日現在

管理者 1名（常勤）

管理者は、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行います。

介護支援専門員（計画作成担当者） 1名（常勤）

介護支援専門員（計画作成担当者）は、適切なサービスが提供されるよう居宅サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護予防居宅サービス計画等」という。）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡及び調整を行います。

看護職員 1名（常勤）

看護職員は利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡及び調整を行います。

介護職員 18名（常勤11名 非常勤7名）

利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は、任意です。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 日常生活動作を通じた訓練

利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。

- ・ レクリエーションを通じた訓練

利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。

⑤ 健康管理

- ・ 血圧測定、体温測定、利用者の健康状態の把握に努めます。

⑥ 送迎サービス

- ・ ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

ウ 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話をを行います。訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させて頂きます。

訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

エ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

オ 相談・援助等

利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。

<サービス利用料金> (契約書第6条参照)

通い・訪問・宿泊(介護費用分)を含んだ一月単位の包括費用となります。下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金の1割又は2割又は3割の金額(自己負担額)と食費、居住費の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。また加算費用が別途発生します)

地域区分(10.66)を含みます。

内訳	要支援1	要支援2
介護保険1割負担	3,678円	7,433円
介護保険2割負担	7,356円	14,865円
介護保険3割負担	11,034円	22,297円

- ・初期加算 31円 (1日あたり)
登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として31円/1日加算分の利用者負担があります。また、30日を超える入院をされた後に、再び利用を開始された場合も同様に加算分の利用者負担があります。
- ・総合マネジメント体制強化加算 1,280円 (1ヶ月あたり)
次に掲げる基準のいずれにも適合の場合に加算分の利用者負担があります。
イ)利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師職員、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。
ロ)利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。
ハ)日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。
ニ)必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。
ホ)地域住民との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 374円 (1ヶ月あたり)
次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
イ)介護従業者の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上であること。
ロ)介護従事者の総数のうち、常勤職員の占める割合が60%以上であること。
ハ)介護従事者の総数のうち、勤続年数が7年以上の職員が30%以上であること。
- ・科学的介護推進体制加算 43円 (1ヶ月あたり)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ)利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
ロ)必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報

その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

介護職員の賃金改善に充てることを目的にしています。1月あたりの総単位数の14.6%分が該当します。

- ☆ 介護保険2割、3割負担の場合は、加算の負担額はそれぞれ2倍、3倍の額になります。
- ☆ 月ごとの包括料金(介護費用分)ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- ☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。
 - 登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
 - 登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- ☆ 利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第4条参照)

<サービスの概要>

① 食事の提供

利用者に提供する食事にかかる費用。

料金：朝食 350 円、昼食 650 円、夕食 650 円、おやつ 200 円

キャンセルは前日の 18 時までとしています。18 時以降にキャンセルの場合は、費用をお支払い頂くことになります。

② 宿泊に要する費用

利用料金：1 日あたり 2,650 円をいただきます。

③ レクリエーション、理美容

レクリエーション利用料金：要した費用の実費

理美容：カット 1,500 円、顔そり 600 円、カット・顔そり 2,000 円

④ その他の日常生活費

利用者が利用する日常生活に必要な個別の費用等実費を徴収します。

- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日までにお支払い下さい。お支払いの方法は、ご契約の際手続きしていただくご利用者名義の口座からの自動引き落としとなります。なお、引き落としにかかる手数料は、事業所の負担とします。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)領収書は、請求書と共に発行いたします。

6. 医療の提供について

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて下記の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団青州会 アイワ病院
所在地	兵庫県尼崎市東園田町4丁目101番地4 06-6499-0888
診療科	内科、外科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器外科

医療機関の名称	特定医療法人ダイワ会 大和病院
所在地	大阪府吹田市垂水町3丁目22番1号 06-6380-1981
診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科

医療機関の名称	医療法人桜希会 介護老人保健施設 東雄苑豊南
所在地	豊中市豊南町西3丁目11番15号 06-4867-2195
備考	次の受け入れ先のひとつとして契約解除者の受け入れに協力

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 五條歯科医院
所在地	豊中市庄内東町2丁目1番6号 三和ビル3F TEL: 06-6331-0158

7. 高齢者虐待防止及び身体拘束について

高齢者虐待防止等のための取り組み	事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の措置を講ずるものとします。 <ul style="list-style-type: none">・介護予防小規模多機能居宅介護計画の作成等、適切な支援の実施に努めます。・利用者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。・虐待を防止するための指針の整備を行います。
------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を防止するために定期的な研修を実施します。 ・虐待を防止するために担当者の設置を行います。 ・担当者は管理者とします。
--	--

身体的拘束等の禁止	事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者様の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。また、身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、対策を検討する「身体拘束廃止委員会」を3ヶ月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知を図ります。さらに、介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。
緊急やむを得ない場合の検討	<p>緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件を満たす状態であるか検討会議を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただちに身体拘束を実施しないと当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。 ・身体的拘束等が一時的であること。 ・身体拘束を行う以外に代替する介護、看護方法がないこと。
家族への説明	可能な限りは事前に利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。ただし、緊急その他やむを得ない場合については事後に利用者の家族に、説明を行うことがあります。
身体的拘束等の記録	身体的拘束等を行う場合には、上記会議事録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。
再検討	身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い、検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応を検討します。

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞

構成：利用者代表、地域住民の代表者、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者、当事業所管理者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

9. 緊急時及び事故発生時における対応方法

1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急

変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じます。

- 2 利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応、事故の報告の方法などが記載された事故発生防止のための指針を整備しています。
- 3 利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- 4 利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- 5 事故が生じた際またはそれに至る危険性がある事態が生じた際には、その事実が周知され、その原因を解明し、再発防止の対策を講じ、従業者に周知徹底する体制を整備します。
- 6 利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- 7 管理者を担当者とし、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

10. 非常災害対策

- 1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を取ります。
- 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 3 前項に規定する訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

11. 衛生管理等

- 1 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- 2 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- 3 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる処置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感

感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。

(4) (1) から(3)までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

1 2. 個人情報の保護

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることにします。

1 3. 秘密の保持

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

1 4. 業務継続計画の策定等について

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための生産性向上委員会を定期的開催します。

1 6. サービス提供の記録

- 1 指定介護予防小規模多機能型居宅介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- 2 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 7. 苦情の受付について

① 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情解決責任者 清家 研一
 苦情受付担当者 渡邊 卓也
 [職名] 管理者
 苦情受付時間 9:00~18:00

※ ご利用者やご家族の苦情やご希望に迅速適切に対応いたします。
 ご不明な点もお気軽にお問い合わせください。

② 行政機関その他苦情受付機関

豊中市福祉部 長寿社会政策課	所在地 : 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話 : 06-6858-2838 FAX : 06-6858-3146 受付時間 : 8:45~17:15 (月曜日~金曜日)
『話して安心、 困りごと相談』	所在地 : 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話 : 06-6858-2815 FAX : 06-6854-4344 受付時間 : 9:00~17:15 (月曜日~金曜日)
大阪府国民健康 保険団体連合会	所在地 : 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 (中央大通FNビル内) 電話 : 06-6949-5418 受付時間 : 9:00~17:00 (月曜日~金曜日)

18. サービス利用にあたっての留意事項

- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮ください。
- 所持金品は自己の責任で管理してください。
- 原則、おむつを使用されている方は、自宅からご持参下さい。

19. 介護予防短期利用居宅介護について

- 1 事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「介護予防短期利用居宅介護」という。）を提供します。
- 2 介護予防短期利用居宅介護は、宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであることとします。

- 3 介護予防短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとします。
- 4 介護予防短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の介護支援専門員が介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供します。

20. 第三者評価の実施状況について

- (1) 実施の有無 事業所自己評価あり
- (2) 実施した直近の年月日 令和7年1月23日
- (3) 実施方法 運営推進会議において第三者評価の観点からサービスの評価を実施
- (4) 評価結果の開示方法 ① ホームページ
② 市への提出

指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

介護予防小規模多機能型居宅介護ふるる

説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

続柄 ()